

議案第100号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の期末手当を改定するとともに、その支給の回数を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。